

答申の概要（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔令3-1〕

第1 当審査会の結論

諮問に係る下記の表現活動のうち表現活動9は、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するとともに、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当する。また、その余は、条例第5条第1項各号に掲げる、(a)大阪市内で行われた表現活動並びに(b)明らかに大阪市民等に関する表現活動及び(c)大阪市内で行われたヘイトスピーチを大阪市内に拡散する表現活動のいずれにも該当しない。

記

（表現活動1）

インターネット上の特定のウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）の管理者（以下「本件表現活動者1」という。）が、令和3年10月に、特定のURLで表示される本件ウェブサイトのウェブページにおいて、意見などの記事を投稿し、不特定多数の者が閲覧できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動1」という。）

（表現活動2）

本件表現活動者1が、令和3年10月に、特定のURLで表示される本件ウェブサイトのウェブページにおいて、意見などの記事を投稿し、不特定多数の者が閲覧できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動2」という。）

（表現活動3）

本件表現活動者1が、令和3年10月に、特定のURLで表示される本件ウェブサイトのウェブページにおいて、意見などの記事を投稿し、不特定多数の者が閲覧できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動3」という。）

（表現活動4）

本件表現活動者1が、令和3年10月に、特定のURLで表示される本件ウェブサイトのウェブページにおいて、意見などの記事を投稿し、不特定多数の者が閲覧できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動4」という。）

(表現活動 5)

本件表現活動者 1 が、令和 3 年10月に、特定のURLで表示される本件ウェブサイトのウェブページにおいて、意見などの記事を投稿し、不特定多数の者が閲覧できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動 5」という。）

(表現活動 6)

本件表現活動者 1 が、令和 3 年10月に、特定のURLで表示される本件ウェブサイトのウェブページにおいて、意見などの記事を投稿し、不特定多数の者が閲覧できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動 6」という。）

(表現活動 7)

本件表現活動者 1 が、令和 3 年10月に、特定のURLで表示される本件ウェブサイトのウェブページにおいて、意見などの記事を投稿し、不特定多数の者が閲覧できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動 7」という。）

(表現活動 8)

本件表現活動者 1 が、平成28年 1 月に、本件ウェブサイト内に掲載されているウェブページに関する内容について、インターネット上の短文投稿サイト「X」 (<https://x.com/>。以下「本件サイト」という。なお、令和 5 年 7 月 23 日以前までは「X」の名称は「Twitter」、「ポスト」の名称は「ツイート」であったが、本件答申では、便宜上、時期の前後を問わず、統一して「X」及び「ポスト」を使用する。) に特定のURLで表示されるポストを投稿し、不特定多数の者が閲覧できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動 8」という。）

(表現活動 9)

本件表現活動者 1 が、平成28年 6 月に、本件ウェブサイト内に掲載されているウェブページに関する内容について、特定のURLで表示される本件サイトにポストを投稿し、不特定多数の者が閲覧できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動 9」といい、本件表現活動 8 及び 9 におけるポストを併せて「本件各ポスト」という。）

(表現活動10)

本件表現活動者1が、平成26年7月に、特定のURLで表示される本件ウェブサイトのウェブページにおいて、意見などの記事を投稿し、不特定多数の者が閲覧できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動10」といい、本件表現活動1ないし7及び10における本件ウェブサイトのウェブページを併せて「本件各ウェブページ」、本件表現活動1ないし7及び10における記事を併せて「本件各記事」という。）

(表現活動11)

本件表現活動1ないし7及び10を閲覧した複数の投稿者（以下「本件表現活動者2」という。）が本件ウェブサイトのコメント欄に申出人に対するコメント（以下「本件各コメント」という。）を投稿し、不特定多数の者が閲覧できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動11」といい、本件表現活動1ないし11を併せて「本件表現活動」という。）

第2 結論に至った理由

1 調査審議の対象とする本件各記事及び本件各コメントについて

本件各記事及び本件各コメントの内容は、随時、追加や削除による変更が可能であることから、本件各記事及び本件各コメントの調査審議に当たっては、どの時点のものを対象とするかが問題となるが、随時変更されることがある本件各記事及び本件各コメントの内容について、当審査会の答申時までの変更経過を逐次確認し、その変遷も含めてすべて調査審議の対象としていくことは、当審査会における調査審議を複雑・困難化させることから、本件表現活動に関する情報を大阪市に提供した者からの情報提供を受けて大阪市長の補助組織である大阪市市民局（以下「市民局」という。）において確認した令和3年10月8日（本件表現活動1ないし5及び11）、同月11日（本件表現活動6、7及び11）及び同月15日（本件表現活動10及び11）時点における本件各記事及び本件各コメントの内容を調査審議の対象とすることとした。

2 本件表現活動に係る条例の適用関係について

本件表現活動は、本件ウェブサイト及び本件サイトを利用して、本件各記事、本件各ポスト及び本件各コメントを不特定多数の者が閲覧できる状態に置くものであることから、条例第2条第2項第2号に規定する表現活動に該当する。

また、条例附則第2項の規定により条例第5条の規定は同規定の施行後

に行われた表現活動について適用するとされているところ、本件表現活動の一部が行われたのは同規定の施行日である平成28年7月1日より前であるが、同規定の施行後である令和3年10月8日、同月11日及び同月15日の時点においても、本件表現活動が本件ウェブサイト及び本件サイト上で不特定多数の者により閲覧できる状態に置かれていることが、同条第2項の申出を受け付けた市民局によって確認されていることから、本件表現活動については同条の規定が適用される。

3 本件各記事と本件各コメントについて

本件各ウェブページには本件各記事のほかに本件各コメントが掲載されているが、本件各コメントは、基本的には本件各記事に付随するものとして本件各記事と一体となって閲覧対象となっており、本件各記事の存在を前提としその内容と相まって一定の意味内容を持つものであって、本件各記事を前提としない場合にはその意味内容の受け止められ方が異なってくるものもあると考えられる。

以上の点を考慮するとしても、申出の対象が本件各記事、本件各ポスト及び本件各コメントとされている本件においては、本件表現活動の条例第5条第1項各号該当性やヘイトスピーチ該当性の調査審議を行う際に、本件各記事、本件各ポスト及び本件各コメントをそれぞれ独立した表現活動として取り扱うこととした。

4 本件表現活動に係る関係人からの意見等

(1) 申出人

本件表現活動に係る申出人（以下「申出人」という。）の意見は、条例第9条第2項に基づき提出された令和4年6月30日付けの意見書、同条第3項に基づき行われた口頭での意見陳述及び同年10月7日に提出された陳述書から、概ね次のとおりである。

- ・ 本件表現活動は、インターネット上に投稿されたものであり、全世界から見る事が可能である。当然、大阪市民の誰もが見られる状態に置かれたのであるから、大阪市の区域内で行われた表現活動と言える。
- ・ 大阪市民である申出人の助言に対して、人間である申出人を人間でないかのように表現するなど、人種若しくは民族に係る侮辱、誹謗中傷である表現を書き込むのは、大阪市民に関するものであることは明らかである。

- ・大阪市内の特定の行政区（以下「本件行政区」という。）を侮蔑的な表現及び一般的に人間以外の生物に用いられる表現を使用して、在日韓国・朝鮮人が多く居住していると紹介し、また、大阪市出身の格闘家を取り上げ、人種若しくは民族に係る侮辱、誹謗中傷である表現を述べており、大阪市民に関するものである。
- ・本件ウェブサイトは、在日韓国・朝鮮人に侮蔑的な言葉を付けている表現があり、これだけでも人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人により構成される集団（「特定人等」）を侮辱し、誹謗中傷していることは明らかである。他にも、一刻も早く在日韓国・朝鮮人を根絶したいという旨まで書かれており、明らかなヘイトスピーチだと思う。
- ・在日韓国・朝鮮人が駆除される対象であると述べている。これに同調するコメントも多数書き込まれているが、このような記載を見れば、相当数の在日韓国・朝鮮人が、自身が駆除の対象として扱われていることに、脅威を感じることは、誰の目から見ても明らかである。
- ・最近でも、インターネット上の投稿を見て差別意識等を煽られた者により、在日韓国・朝鮮人が通う学校への襲撃や集住地区への放火事件が相次いでいる。これらのニュースを見て、申出人を含めた在日韓国・朝鮮人は、本件表現活動のような書き込みが少しでもあれば、今度は自分がやられるのではないかと非常に大きな脅威を感じる。
- ・このように、常にヘイトスピーチと、それによって引き起こされるヘイトクライムに怯えて暮らさざるを得ない在日韓国・朝鮮人の心境を少しでもくみ取っていただき、適切な判断をされるようお願いする。

(2) 本件表現活動を行ったもの

ア 本件表現活動者 1

本件表現活動者 1 に対する意見提出等の機会の付与について、当審査会でインターネット上の情報を調査したものの、本件表現活動を行ったものの所在の特定に資する情報は得られなかった。

本件に関し、このほかには本件表現活動者 1 の所在の特定に資するような情報も見当たらないことから、本件表現活動者 1 については、条例第 5 条第 3 項ただし書の「所在が判明しないとき」に該当するものとした。

イ 本件表現活動者 2

条例第 9 条第 2 項では、表現活動を行ったものについて書面により意見を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を与えなければならないとされているが、その趣旨は、表現活動を行ったものが、当該表現活動がヘイトスピーチに該当すると認定され、条例第 5 条第 1 項の規定による措置及び公表の対象とされることにより不利益を被る可能性のあることに鑑み、弁明や反論及び自己に有利な証拠を提出する機会を付与することにより、その権利・利益を保護することにあると考えられる。

この点、本件表現活動のうち、本件表現活動11については、下記 7 に記載のとおり、同項各号に該当しないと判断できることからヘイトスピーチに該当しないため、同項の規定による措置及び公表の対象とはならないと考えられる。したがって、本件表現活動者 2 については、意見等を提出する機会を付与しないことによってその権利・利益に影響を及ぼすとは考えられず、このような場合にまでそうした機会を付与することは、かえって、本件表現活動者 2 に対して、当該機会付与に応じるべきかどうかの判断を強いるとともに、仮に本件表現活動者 2 が応じざるを得ないと判断する場合には、意見書の作成や証拠の収集整理を行うための負担を強いることとなり、条例第 9 条第 2 項の規定の趣旨にそぐわないと考えられる。

よって、本件表現活動者 2 については、条例第 9 条第 2 項の規定に基づく意見等を提出する機会及び同項の規定を前提とする同条第 3 項の規定に基づく口頭で意見を述べる機会を付与しないこととした。

5 本件表現活動 1 ないし 8 及び10の条例第 5 条第 1 項各号該当性について

(1) 条例第 5 条第 1 項第 1 号該当性について

申出人は、上記 4 (1) のとおり、本件表現活動は、インターネット上に投稿されたもので、全世界から見ることが可能であり、当然、大阪市民の誰もが見られる状態に置かれたのであるため、大阪市の区域内で行われた表現活動と言えることから、そのことをもって条例第 5 条第 1 項第 1 号の大阪市内で行われた表現活動となると述べている。

しかしながら、同項各号の趣旨は、条例が一地方公共団体である大阪市の制定するものであることから、同項の規定による措置等の対象となる表現活動を大阪市の区域内のもの又は大阪市の市民等に明らかに関わるものに限定するものであるところ、同項第 1 号の規定を申出人の意見のように解した場合には、結局、全世界においてインターネットを通じ

て行われる表現活動のすべてが大阪市内で行われた表現活動に該当し同項の規定による措置等の対象となることになり、同号の趣旨を没却することになるから、申出人の意見のように解することは妥当ではない。

よって、本件表現活動 1 ないし 8 及び 10 が大阪市内で行われたというためには、記事及びポストの投稿が大阪市内において行われたものである必要があると解すべきである。

この点、本件表現活動 1 ないし 8 及び 10 は、インターネット上の本件ウェブサイト及び本件サイトに記事及びポストを投稿する行為であって、本件ウェブサイト及び本件サイトに接続ができれば世界中のどこからでも投稿が可能なものであるところ、本件ウェブサイト及び本件サイトへの本件各記事及び本件表現活動 8 の投稿は、大阪市内で行われたことを認定するに足りる根拠はなく、大阪市内で行われたものかどうか明らかなでない。また、それらが大阪市内で行われたことを推認させる個別的な事情も存在しないこと、また、仮に本件表現活動者 1 に投稿場所を問い合わせたとしても、大阪市の区域内で投稿した旨の回答を得る可能性は非常に低いことにも鑑み、本件表現活動 1 ないし 8 及び 10 については、これが行われた場所を特定するための調査は行わず、上記のとおり、大阪市の区域内で行われたかどうか明らかなでないものとして、条例第 5 条第 1 項第 2 号該当性について判断することとした。

(2) 条例第 5 条第 1 項第 2 号ア該当性について

本件表現活動 1 ないし 8 及び 10 は、在日韓国・朝鮮人への誹謗中傷に該当する可能性のある表現や在日韓国・朝鮮人一般を日本社会から排除すべきとする可能性のある表現は見受けられるが、大阪市の市民等に関する明らかな認められる内容が見受けられないため、条例第 5 条第 1 項第 2 号アに該当するとはいえない。

(3) 条例第 5 条第 1 項第 2 号イ該当性について

条例第 5 条第 1 項第 2 号イは「本市の区域内で行われたヘイトスピーチの内容を本市の区域内に拡散するもの」と規定しているところ、本件表現活動 1 ないし 8 及び 10 は本件ウェブサイト及び本件サイトに本件各記事及び本件表現活動 8 を投稿する行為であるが、上記(1)に記載のとおり、大阪市の区域内で行われたかどうか明らかなでないため、本件表現活動 1 ないし 8 及び 10 は、条例第 5 条第 1 項第 2 号イに該当するとはいえない。

(4) 小括

よって、本件表現活動 1 ないし 8 及び 10 は、条例第 5 条第 1 項各号に

掲げる表現活動のいずれにも該当しないので、ヘイトスピーチ該当性の判断は行わないこととする。

6 本件表現活動9の条例第5条第1項各号該当性について

(1) 条例第5条第1項第2号ア該当性について

本件表現活動9には、本件行政区及び前後の文脈から同区居住の在日韓国・朝鮮人を指していると考えられる記載があり、大阪市内居住者に関する表現内容であると認められることから、本件表現活動9は、条例第5条第1項第2号アに該当する。

(2) 小括

本件表現活動9は、上記(1)に記載したとおり、条例第5条第1項第2号アに該当するので、ヘイトスピーチ該当性の判断を行うこととする。

7 本件表現活動11の条例第5条第1項各号該当性について

(1) 条例第5条第1項第1号該当性について

本件表現活動11については、上記5(1)と同様、これが行われた場所を特定するための調査は行わず、大阪市の区域内で行われたかどうか明らかでないものとして、条例第5条第1項第2号該当性について判断することとした。

(2) 条例第5条第1項第2号ア該当性について

申出人は、上記4(1)のとおり、大阪市民である申出人の助言に対して、人種若しくは民族に係る侮辱、誹謗中傷である表現を書き込むのは、大阪市民に関するものであると述べている。

条例第5条第1項第2号アは「表現の内容が市民等に関するものであると明らかに認められる表現活動」と規定しており、申出人は同市民ではある。

しかしながら、本件表現活動11は申出人に対する表現活動であるものの、本件各コメントを閲覧しても、文面上からは、一般人が申出人を同市民であることを明らかに認識することはできないため、「表現の内容が市民等に関するものであると明らかに認められる」とまでは言えないことから、本件表現活動11は、条例第5条第1項第2号アに該当しない。

(3) 条例第5条第1項第2号イ該当性について

条例第5条第1項第2号イは「本市の区域内で行われたヘイトスピーチの内容を本市の区域内に拡散するもの」と規定しているところ、本件表現活動11は、本件ウェブサイトの本件各コメントを投稿する行為であるが、上記(1)に記載のとおり、大阪市の区域内で行われたかどうか明らか

かでないため、本件表現活動11は、条例第5条第1項第2号イに該当するとはいえない。

(4) 小括

よって、本件表現活動11は、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しないので、ヘイトスピーチ該当性の判断は行わないこととする。

8 本件表現活動9のヘイトスピーチ該当性について

(1) 条例第2条第1項第1号該当性について

本件表現活動9には、侮蔑的な表現及び一般的に人間以外の生物に用いられる表現を使用して、本件行政区及び在日韓国・朝鮮人を表し、本件行政区は在日韓国・朝鮮人が多く居住しているという旨の表現が認められる。

このように、本件表現活動9では、本件行政区及び同区に居住する在日韓国・朝鮮人について、侮蔑的な表現及び一般的に人間以外の生物に用いられる表現を使用して表現している。

これらの表現は、在日韓国・朝鮮人であることのみを理由に、侮蔑的な表現を使用して在日韓国・朝鮮人であることのみをもって侮辱するものであり、また、人間扱いしていないとも受け取れる表現を用いることで、在日韓国・朝鮮人であることのみをもって侮辱している。

また、本件表現活動者1のプロフィールや紹介文には本件ウェブサイトでは韓国に関する侮蔑的な内容を掲載し、韓国が嫌いな人々だけに見てほしいという旨が記載されている。

こうした表現の内容及び態様から、当該表現の内容を視聴した者が、同内容に同意し、同内容を踏まえた、在日韓国・朝鮮人であることのみを理由に、在日韓国・朝鮮人一般に対する憎悪や差別の意識を持つことを企図していると認められ、本件表現活動9は、在日韓国・朝鮮人であることのみをもって、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪又は差別の意識をあおることを目的とするものであることが明らかに認められる。

したがって、本件表現活動9は、条例第2条第1項第1号ウに該当する。

(2) 条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

この点、本件表現活動 9 においては、侮蔑的な表現及び一般的に人間以外の生物に用いられる表現を使用して、本件行政区及び在日韓国・朝鮮人を表し、本件行政区は在日韓国・朝鮮人が多く居住しているという旨の表現がされており、これらは在日韓国・朝鮮人を相当程度侮蔑し、誹謗中傷するものであると認められる。

したがって、本件表現活動 9 は、条例第 2 条第 1 項第 2 号アに該当する。

(3) 条例第 2 条第 1 項第 3 号該当性について

本件表現活動 9 は本件サイトに掲載され不特定多数の者がその内容を知り得る状態に置かれているものであるから、本件表現活動 9 は条例第 2 条第 1 項第 3 号に該当する。

(4) 小括

したがって、本件表現活動 9 はヘイトスピーチに該当する。

9 結論

以上の次第で、第 1 記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過

令和3年度 令3-1

年 月 日	経 過
令和 3 年 11 月 30 日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
令和 3 年 11 月 30 日	調査審議（論点整理）
令和 3 年 12 月 24 日	調査審議（論点整理）
令和 4 年 4 月 18 日	調査審議（論点整理）
令和 4 年 4 月 25 日	調査審議（論点整理）
令和 4 年 5 月 23 日	調査審議（論点整理）
令和 4 年 6 月 6 日	調査審議（論点整理）
令和 4 年 6 月 30 日	申出人から意見書の提出
令和 4 年 8 月 19 日	調査審議（論点整理）
令和 4 年 9 月 14 日	申出人口頭意見陳述
令和 4 年 10 月 7 日	申出人から陳述書の提出
令和 4 年 10 月 20 日	調査審議（論点整理）
令和 5 年 1 月 25 日	調査審議（論点整理）
令和 5 年 2 月 14 日	調査審議（論点整理）
令和 5 年 4 月 21 日	調査審議（論点整理）
令和 6 年 7 月 5 日	調査審議（論点整理）
令和 6 年 9 月 6 日	調査審議（論点整理）
令和 6 年 10 月 8 日	調査審議（論点整理）
令和 6 年 11 月 27 日	調査審議（論点整理）
令和 7 年 1 月 9 日	調査審議（論点整理）
令和 7 年 2 月 3 日	調査審議（論点整理）
令和 7 年 2 月 25 日	調査審議（論点整理）
令和 7 年 6 月 5 日	調査審議（答申案）
令和 7 年 7 月 28 日	調査審議（答申案）
令和 7 年 8 月 5 日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）